

公社営林事業等に係る指名競争入札参加者 資格審査申請書の提出要領の主な改正点

1 「公社営林事業等に係る指名競争入札参加者資格審査申請書の提出要領」

(1) 申請者の範囲について下記要件を削除しました。

- ・森林組合法に基づく組合で、かつ、地域の実情に精通した組合
- ・造林事業を主たる目的とし、かつ、地域の事情に精通した会社等の法人
- ・造林事業を主たる目的とした規約を有する地元住民の構成する事業体で、かつ構成、する者のうち、当該契約に係る契約予定者の債務を連帯して保証するものが2名以上いる地元事業体

なお、本要領では、申請できない者について記載しました。

(2) 提出書類の様式を変更しました

- ・使用印鑑届、印鑑証明書の添付を不要としました。
- ・取扱事業高明細書（第2号様式）における事業区分を変更しました
- ・役職員等調書（第4号様式、別紙様式）の記載内容を変更しました
- ・審査資料（第5号様式、附表）を追加します。
- ・附表（保有機械一覧表）におけるチェーンソー、刈払い機台数について記載不要としました。
- ・参考資料様式を追加します。

(3) 林業関係の技術職員の資格について明記するとともに、下記の資格を新たに加えました。

- ・あすなろ林業士
- ・あすなろ塾修了者（ただしH24以降修了者）
- ・林業普及指導員（旧林業改良指導員）
- ・フォレストワーカー（林業作業士）
- ・フォレストリーダー（現場管理責任者）
- ・フォレストマネージャー（総括現場管理責任者）

(4) 提出部数を正副2部としました。

(5) 申請に際して、記載内容の時点を明らかにするため審査基準日を設け、申請年度の10月1日としました。（今回申請については、平成25年10月1日時点での記載内容とします。）

(6) 申請時期については、これまでの「随時」から「年1回」とします。

2 「公社営林事業（複合契約）指名競争入札参加者資格審査申請書の提出要領」

(1) 申請者の範囲について下記要件を変更しました。

- | | |
|----|--------------------------------|
| 追加 | ・石川県木材産業振興会が実施する合法木材供給事業者であること |
| 削除 | ・間伐に関する伐採及び搬出の実績並びに技術・能力を有する者 |
| 削除 | ・石川県木材組合連合会が実施する石川県木材登録業者であること |

なお、本要領では申請できない者について記載しました。

上記「公社営林事業等に係る指名競争入札参加者資格審査申請書の提出要領」と共通する事項についての改正点に加え、

(2) 提出書類

- ・複合契約以外の「公社営林事業等指名競争入札参加資格者申請」を行っている申請者は3 提出書類の(3) から(4) の重複する書類については正副ともに写し(コピー)でも可、(5)、(6) は添付不要としました。
- ・伐採事業高明細書(様式第7, 8号)は、「公社営林事業等に係る指名競争入札参加者資格審査申請書の提出要領」の取扱事業高明細書(第2号様式、第3号様式)に統一しました。

(3) 申請時期については、これまでの「随時」から「年1回」とします。